

第 5 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 8 年 5 月 2 9 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 0 時 1 5 分
2 場 所	竹原市役所 3 階 大会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、5 赤坂委員、 6 土居委員、7 石本委員 欠席農業委員 4 渡橋委員 推進委員 亀田推進委員、須賀推進委員、片田推進委員
4 説明員	中原事務局長、川本係長、上谷主任、小川主事
5 審議案件	議案第 1 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 2 1 号 竹原市農地賃借料情報の提供について 報告第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和8年第5回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番赤坂委員を指名いたします。 なお、本日の欠席は、渡橋委員です。 それでは、日程第1、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、小梨町〇〇の1筆、地目は畑、面積は480㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、ナス・キュウリを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った亀田推進委員から補足説明をお願いします。
亀田 推進委員	申請地は、小梨地域交流センターから東へ約740m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。 2番の申請地は、竹原町〇〇の1筆、地目は田、面積は23㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画はとうもろこしを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西小学校から西へ約520m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、高崎町〇〇の1筆、地目は田、面積は396㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画はスイートコーン、レタスの苗を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR 大乗駅から南西へ約800m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 1番の申請地は、小梨町〇〇の1筆、地目は畑、面積は103㎡です。 駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った亀田推進委員から補足説明をお願いします。
亀田 推進委員	申請地は、小梨地域交流センターから北東へ約290m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 2 1 号「竹原市農地賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 農地法第 5 2 条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものです。 情報の提供にあたっては、農地法運用通知第 5 において、提供する区分の決定等について、形式的にならず地域の実情に応じて柔軟に取り組むこととされており、農業委員会のホームページ等の広報媒体を活用し、広く公表することとされているため、農業委員会のホームページにおいて公表するものです。 一覧表では、地区ごとに令和 7 年 1 月から 1 2 月までに公告された賃貸借における 10 a 当たりの賃借料の平均を示しています。金額は、算出結果の十の位を四捨五入して 100 円単位で示しています。 この賃借料情報は、実勢の集計値をあくまで参考として提供するものであり、本市ではサンプル数も少ないため、実際の賃借にあたっては、当事者間で協議を行うことが必要となります。事務局の説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第 4、報告第 9 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 6～11 ページをご覧ください。 令和 8 年 5 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 9 件、筆数は田 48 筆、畑 56 筆の計 104 筆、面積は計 43,768 m²の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 6～11 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 8 年第 5 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折